

Ⅰ 医療保険の訪問看護費

利用者の負担金額は下記の料金の1割～3割です。

◇基本療養費区分(Ⅰ) 通常の場合

区分	サービス内容	料金	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護基本療養費 (看護師)	週3日目までの訪問 (1日につき)	5550	555	1110	1665
	週4日目以降の訪問 (1日につき)	6550	655	1310	1965
訪問看護基本療養費 (理学療法士)	1日につき	5550	555	1110	1665
訪問看護管理療養費	月の初日	7670	767	1534	2301
訪問看護管理療養費 1 2	月の2回目以降	3000	300	600	900
		2500	250	500	750

◇基本療養費区分(Ⅱ) 同一建物居住者 同一日に2人または3人以上の場合

区分	サービス内容	料金	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護基本療養費 (看護師)	週3日目までの訪問 (1日につき) 同一日に2人	5550	555	1110	1665
	週4日目以降の訪問 (1日につき) 同一日に2人	6550	655	1310	1965
訪問看護基本療養費 (看護師)	週3日目までの訪問 (1日につき) 同一日に3人以上	2780	278	556	834
	週4日目以降の訪問 (1日につき) 同一日に3人以上	3280	328	656	984
訪問看護基本療養費 (理学療法士)	同一日に2人	5550	555	1110	1665
	同一日に3人以上	2780	278	556	834
訪問看護管理療養費	月の初日	7670	767	1534	2301
訪問看護管理療養費 1 2	月の2回目以降	3000	300	600	900
		2500	250	500	750

◇基本療養費区分(Ⅲ) 外泊中(入院中)の訪問看護の場合

区分	サービス内容	料金	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護基本療養費	入院中に1回(別に厚生 労働大臣が定める疾病 など(*1)は2回)	8500	850	1700	2550
訪問看護管理療養費		なし			

II 加算料金について

サービス内容	料金	1割負担	2割負担	3割負担	備考	
24時間対応体制加算	イ 6800 ロ 6520	680 652	1360 1304	2040 1956	利用者または家族等から休日や夜間・早朝・深夜帯でも症状の変化に応じ、電話で看護に関する意見を求めることができ、必要時には訪問看護を行う	
緊急訪問看護加算	月14日目まで 月15日目以降	2650 2000	265 200	530 400	795 600	診療所・在宅療養支援病院の指示により、緊急の訪問を行った場合
難病等複数回訪問看護加算	1日2回 ・同一建物内1人または2人 ・同一建物内3人以上 1日3回以上 ・同一建物内1人または2人 ・同一建物内3人以上	4500 4000 8000 7200	450 400 800 720	900 800 1600 1440	1350 1200 2400 2160	持病や症状により、同日に複数回訪問した場合
長時間訪問看護加算 (1時間30分を超える)	5200	520	1040	1560	特別管理加算対象・特別指示書の場合は1回/週、15歳未満の(準)超重症児の場合は3回/週まで可能	
特別管理加算(Ⅰ) (Ⅱ)	5000 2500	500 250	1000 500	1500 750	次項の*2の状態の方に対して算定を行う	
複数名訪問看護加算	看護師と訪問(週1回) ・同一建物内1人または2人 ・同一建物内3人以上 看護補助者と訪問(週3回) ・同一建物内1人または2人 ・同一建物内3人以上 看護補助者と訪問 ①②③の場合 1日1回 ・同一建物内1人または2人 ・同一建物内3人以上 1日2回 ・同一建物内1人または2人 ・同一建物内3人以上	4500 4000 3000 2700 6000 5400	450 400 300 270 600 540	900 800 600 540 1200 1080	1350 1200 900 810 1800 1620	加算の対象者 ①厚生労働大臣が定める疾病(*1)の方 ②特別訪問看護指示期間中であって、指定訪問看護を受けている方 ③特別管理加算の対象(*2)の方 ④暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為などが認められる方 ⑤利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が

サービス内容	料金	1割負担	2割負担	3割負担	備考
1日3回以上 ・同一建物内1人または2人 ・同一建物内3人以上	10000 9000	1000 900	2000 1800	3000 2700	⑥困難と認められる方 利用者の状況等から判断して①～⑤のいずれかに準ずると認められる方
夜間・早朝訪問看護加算	2100	210	420	630	夜間とは18時～22時 早朝とは6時～8時
深夜訪問看護加算	4200	420	840	1260	深夜とは22時～6時
退院時共同指導加算 (1回、厚生労働大臣が定める 疾病など(*1)の方は2回)	8000	800	1600	2400	病院や介護老人保健施設に入院、入所の方が退院、対処にあたって、医師・訪問看護ステーションの看護師が共同して居宅における慮養生必要な指導を行った場合
特別管理指導加算 (特別管理加算の対象(*2) の方)	2000	200	400	600	特別管理加算の対象(*2)の方は、さらに特別管理指導加算の算定を行う
退院支援指導加算	6000	600	1200	1800	厚生労働大臣が定める疾病等(*1)、特別管理加算の対象(*2)にある利用者が医療機関から退院する日に看護師が療養上の指導を行った場合
退院支援指導加算(長時間)	8400	840	1680	2520	長時間の対象者 ・15歳未満の超重症児 又は準超重症児 ・施設基準等別表第8に掲げる者(*2) ・特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者
在宅患者連携指導加算 (月1回)	3000	300	600	900	医療関係職種間の連携による指導を行った場合
在宅患者緊急時カンファレンス 加算(月2回まで)	2000	200	400	600	主治医の求めで利用者宅でのカンファレンスを行った場合

サービス内容	料金	1割負担	2割負担	3割負担	備考
訪問看護医療DX情報活用加算	50	5	10	15	電子資格確認により、利用者情報を取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合
訪問看護ターミナルケア療養費1	25000	2500	5000	7500	別紙参照のこと
訪問看護ターミナルケア療養費2	10000	1000	2000	3000	
遠隔死亡診断補助加算	1500	150	300	450	主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合
悪性腫瘍利用者の緩和ケアまたは褥瘡ケアの係る専門の研修を受けた看護師の同行	12850	1285	2570	3855	算定する場合、訪問看護管理療養費は算定しない
専門管理加算	2500	250	500	750	専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合
訪問看護情報提供療養費1	1500	150	300	450	市町村等からの求めに応じて情報提供を行った場合
訪問看護情報提供療養費2	1500	150	300	450	学校等に情報提供を行った場合
訪問看護情報提供療養費3	1500	150	300	450	入院時または入所時に情報提供を行った場合
機能強化型訪問看護管理療養費(1)	13230	1323	2646	3969	
機能強化型訪問看護管理療養費(2)	10030	1003	2006	3009	
機能強化型訪問看護管理療養費(3)	8700	870	1740	2610	

*1 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者は以下の通りです。

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病多系統萎縮症【ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害がⅡ度またはⅢ度のものに限る】）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷、人工呼吸器を使用している状態のもの

*2 特別管理加算の対象の方は、下記の状態の方です。

I 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態

気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態

II 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態、人工肛門・人工膀胱を設置している状態・真皮を超える褥瘡がある場合、在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定されている状態

◇訪問看護ベースアップ評価料

訪問看護ステーションにおいて、勤務する看護職員、その他の関係職種の賃金の改善を実施している場合に(Ⅰ)、規定の算出に該当する場合に(Ⅱ)を算定します。

項目	料金	1割負担	2割負担	3割負担	備考
訪問看護ベースアップ評価料 (Ⅰ) (月1回)	780	78	156	234	・賃金改善を図る体制 にある場合に算定
訪問看護ベースアップ評価料 (Ⅱ) 1 (月1回)	10	1	2	3	・算出により、該当と なるものを算定
(Ⅱ) 2	20	2	4	6	
(Ⅱ) 3	30	3	6	9	
(Ⅱ) 4	40	4	8	12	
(Ⅱ) 5	50	5	10	15	
(Ⅱ) 6	60	6	12	18	
(Ⅱ) 7	70	7	14	21	
(Ⅱ) 8	80	8	16	24	
(Ⅱ) 9	90	9	18	27	
(Ⅱ) 10	100	10	20	30	
(Ⅱ) 11	150	15	30	45	
(Ⅱ) 12	200	20	40	60	
(Ⅱ) 13	250	25	50	75	
(Ⅱ) 14	300	30	60	90	
(Ⅱ) 15	350	35	70	105	
(Ⅱ) 16	400	40	80	120	
(Ⅱ) 17	450	45	90	135	
(Ⅱ) 18	500	50	100	150	

◇その他の費用

サービス内容	金額
営業日以外の訪問時の加算	1日の訪問に対し別途1,500円（自費）
医療保険に算定されない自由契約サービス	30分につき2,000円（税込み）
死後の処置料	20,000円（税込み）と処理物品は実費をいただきます
訪問にかかる交通費	岡山市内規定区域は不要 その他の地域につきましては、規定区域を超えると、1kmにつき20円（税込み）をいただきます
訪問にかかる駐車場代	駐車場や停められる場所がない場合に、実際に支払ったパーキング代をいただきます
文書料（訪問看護サービス提供証明書等）	1部につき300円